

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

2023年（令和5年）9月

福山市

目 次

第1	定義	1
第2	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
1	本市農業の現状	2
2	効率的かつ安定的な農業経営の育成に関する目標	2
3	新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	5
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第3の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	9
第4	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項	9
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	9
2	市が主体的に行う取組	10
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	11
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	11
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	11
1	効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標	11
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	12
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13
1	地域計画推進事業に関する事項	13
2	利用権設定等促進事業に関する事項	14
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	20
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	23
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	24
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	24

第1 定義

法	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）
旧法	改正前の農業経営基盤強化促進法
施行規則	農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）
基本要綱	農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）
認定農業者	法第12条第1項に規定する農業経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）の認定を受けた者
認定新規就農者	法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者
推進委員	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項に規定する農地利用最適化推進委員
農地所有適格法人	農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人
農地中間管理事業法	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）
人・農地プラン	改正前の農地中間管理事業法第26条の規定に基づき農業者等の協議により、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、地域における農業者の将来の在り方などを明確化し、市により公表されるもの（人・農地プランとして取り扱える同種の取決め等を含む。）
協議の場	法第18条第1項の規定に基づき市が設置する、一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとの農業の将来の在り方及び農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための必要な事項について、定期的に、又は時宜に応じて、農業者、農業委員会等の関係者により協議する場
地域計画	法第19条第1項の規定に基づき、協議の場での協議結果を踏まえ、市が、当該協議の対象区域における農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（以下、「目標地図」という。）などを明確化し、公表した農業経営基盤の強化の促進に関する計画
促進計画	農地中間管理事業法第18条第1項に規定する農用地利用集積等促進計画
利用権設定等促進事業	旧法第4条第3項第1号に規定する農用地の利用権の設定若しくは移転又は所有権の移転を促進する事業（これと併せて同条第1項第2号から第4号までに掲げる土地について利用権の設定等を促進するものを含む。）
農用地利用改善団体	法第23条第1項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う団体
農地中間管理機構	農地中間管理事業法第2条第4項に規定する農地中間管理機構
農地中間管理事業	農地中間管理事業法第2条第3項に規定する農地中間管理事業
活性化計画	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条に規定する定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画

第2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市農業の現状

(1) 農業概況

本市は広島県の東南端にあつて瀬戸内海のほぼ中央に位置し、東は岡山県笠岡市と井原市、西は府中市と尾道市、北は神石高原町に接した都市である。気候は温暖で雨量が少なく晴天が多い、いわゆる瀬戸内式気候で年平均気温は 15℃前後、年間降水量は 1,200 mm 程度である。

市内農業の概況は、水稻を中心に、多種多彩な野菜・果樹等が生産され、肉用牛や養鶏などの畜産業も盛んに行われている。市内では、都市近郊型農業として、特色ある産地が形成され、特に、県内一の栽培面積を誇る「ぶどう」や生産量日本一を誇る「くわい」、都市近郊の立地を生かして栽培される「ほうれんそう」は、本市の魅力ある特産物となっている。

しかし、都市化の進展に伴う宅地化の進行により、農地と宅地の混在化による農地の減少が進んでいる。

(2) 農業構造

農林業センサスによる 2020 年（令和 2 年）の本市の農家戸数は 6,253 戸となっており、2000 年（平成 12 年）の 10,134 戸から 20 年間で約 38%減少している。2020 年（令和 2 年）の総農家に占める自給的農家の割合は約 79%で、県の約 54%と比較しても高い割合となっている。また、基幹的農業従事者のうち 65 歳以上の割合は 82.2%で高齢化が進行しており、その多くは後継者の成り手がいない状況である。さらに、農業経営体の平均耕作面積は 0.72ha であり、小規模経営となっている。

2 効率的かつ安定的な農業経営の育成に関する目標

(1) 土地利用の確保の目標

このような現状のなか、本市は、都市近郊型農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、2021 年度（令和 3 年度）に策定した福山市農林水産振興ビジョンに掲げた、「持続可能な土地等の利用計画のもと、高齢化する農林水産業者を支援しつつ、次代の担い手に引き継いでいくことで、稼げる農林水産業を実現する」との方向性及び農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。土地利用の確保にあたっては、2022 年度（令和 4 年度）に実施した農地適性調査の結果を生かし、集積利用可能性、土地の形状、土質、位置や高低差など、土地の適性に応じた利用の促進を図ることを基本とし、地域の話合いにより土地利用の計画（目標地図）を示すなかでその達成に向けた取組を進める。

(2) 経営指標目標

本市はこのような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し

得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者 1 人当たり 500 万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者 1 人当たり 2,000 時間以内）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

（3）効率的かつ安定的な農業経営の育成目標等

本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を補完することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、農業協同組合、農業委員会、農林水産事務所、農業技術指導所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、農業経営改善支援センター推進協議会を設置し、望ましい経営を目指す農業者やその集団に対して農業経営改善支援センター推進協議会が主体となって営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行う等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、地域農業経営基盤強化促進計画推進会議を設置し、集落等各地域における農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用、10 年後の地域農業を担う経営体等を明確にする地域計画の策定に向け意見聴取を行うとともに、協議の場に積極的に参加するなど、地域の話合いを促進する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、大規模な農地の集積・集約化による効率的で生産性の高い農業や、単位面積当たりの収益が高い園芸作物や施設栽培など、様々な営農類型により経営の発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会が実施している農業委員及び推進委員による農地等の利用の最適化を推進し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、既に市内に 8 団体ある農用地利用改善団体で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、地域計画の達成に資するよう、地域での話し合いと合意形成により農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利

用の実態に配慮して円滑な農地の面的集積・集約化を促進する。

地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう、地域の課題解決に向けた県、市、農業委員会、農業協同組合などの様々な関係者の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度等の普及・啓発に努めるとともに、市内外からの企業の農業参入を含めた経営力のある担い手の誘致を推進する。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農作業受委託センターと連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を図るため、農業技術指導所や農業協同組合の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の選定による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、農作業受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

近年増加する、企業の農業参入については、担い手の確保や地域雇用創出の観点から、参入地域との調和を図り、積極的に推進していくものとする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、地域計画に基づく農用地利用の認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした各種事業の実施に当たっても、事業実施地区に

において経営を展開している認定農業者に十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

農業経営改善支援センター推進協議会においては、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会等を農業技術指導所の協力を受けて行う。

なお、認定農業者のうち、農業経営改善計画の期間を了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

○効率的かつ安定的な農業経営の育成目標

担い手数 93 経営体		担い手数 113 経営体	
担い手 (認定農業者)	農業法人 26 法人 (うち農業参入企業 6 法人)	担い手 (認定農業者)	農業法人 34 法人 (うち農業参入企業 14 法人)
	個別経営 67 戸		個別経営 79 戸
2022 年度(令和 4 年度)		2030 年度(令和 12 年度)目標	

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の 2022 年度(令和 4 年度)の新規就農者は 8 名であり、過去 5 年間の平均では 4.2 名となっている。本市農業の持続的発展を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択されるよう、将来(農業経営開始から 5 年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 育成・確保すべき人数の目標

県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標(R 7)年間 110 人を踏まえ、本市においては年間 8 人の当該青年等の確保を目標とする。また、雇用就農の受け皿となる法人を育成していくものとする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時

間（主たる従事者1人当たり2,000時間以内）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者一人当たりの年間農業所得250万円以上。2の（2）に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上の農業所得）を目標とする。

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については、2の（3）に準じた利用権設定及び地域計画に基づく農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については本市や農業技術指導所、農業協同組合、指導農業士、生産組織等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第2の2の（2）に示したような経営指標目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【組織経営体】

経営類型	経営規模	生産方式	労働力		経営管理の方法	農業従事の態様等
			主たる従事者	補助従事者		
水稲 + アスパラガス + 作業受託	〈作付面積等〉 水稲 32.0ha アスパラガス (ハウス) 0.4ha 作業受託4.0ha	〈資本装備〉 トラクター 田植機 コンバイン 乾燥調製施設 動力噴霧機 ポンプ 灌水施設 ビニールハウス トラック 農舎	1	6	・簿記記帳に基づく経営分析の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。 ・経営及び販売戦略の樹立	・労務管理の徹底 ・社会保険の加入
イチジク + 露地野菜	〈作付面積等〉 イチジク2.4ha 露地野菜2.6ha	〈資本装備〉 トラクター 動力噴霧機 灌水施設 軽トラック 農舎	1	5		

経営類型	経営規模	生産方式	労働力		経営管理の方法	農業従事の態様等
			主たる従事者	補助従事者		
<p>水稻 ＋ 農作業受託</p>	<p>〈作付面積等〉 水稻 8.5ha 作業受託 13.0ha</p>	<p>〈資本装備〉 トラクター 田植機 コンバイン 乾燥調製施設 動力噴霧機 ポンプ 灌水施設 ビニールハウス 農舎 トラック</p>	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳に基づく経営分析の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。 ・経営及び販売戦略の樹立 	<ul style="list-style-type: none"> ・労務管理の徹底 ・社会保険の加入
<p>畜産専業 (養豚)</p>	<p>〈飼養頭数等〉 肉用豚 80頭</p>	<p>〈資本装備〉 豚舎 トラクター 堆肥舎 トラック 農舎</p>	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳に基づく経営分析の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。 ・経営及び販売戦略の樹立 	<ul style="list-style-type: none"> ・労務管理の徹底 ・社会保険の加入

【個別経営体】

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>果樹専作 (ぶどう)</p>	<p>〈作付面積等〉 無加温 0.3ha トンネルメッシュ0.6ha</p>	<p>〈資本装備〉 動力噴霧機 灌水施設 運搬車 ハウス 30a 農舎 トラック</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営及び販売戦略の樹立 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
<p>果樹専作 (ぶどう)</p>	<p>〈作付面積等〉 加温 0.35ha 無加温 0.15ha</p>	<p>〈資本装備〉 暖房機 灌水施設 動力噴霧機 ハウス 35a 農舎 トラック</p>		

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹専作 (柿)	〈作付面積等〉 露地 2.1ha	〈資本装備〉 スピードスプレイヤー 灌水施設 中耕機 農舎 トラック	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営及び販売戦略の樹立 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制, 休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
野菜 (施設+露地)	〈作付面積等〉 促成きゅうり (ハウス) 0.2ha 露地野菜 0.6ha	〈資本装備〉 トラクター 灌水施設 動力噴霧機 暖房機 ハウス 20a 農舎 軽トラック		
野菜 (施設+露地)	〈作付面積等〉 ほうれんそう (ハウス) 65a ほうれんそう (露地) 50a トマト・メロン (ハウス) 5a 野菜苗 6a	〈資本装備〉 トラクター 灌水施設 動力噴霧機 耕運機 袋詰め機 ハウス 32a 農舎 軽トラック		
野菜 (露地)	〈作付面積等〉 白ネギ 0.6ha 露地野菜 0.9ha	〈資本装備〉 トラクター 動力噴霧機 皮むき機 根葉切り機 農舎 軽トラック		
露地野菜 (くわい) + 農作業受託	〈作付面積等〉 くわい 0.7ha 作業受託 5.5ha	〈資本装備〉 トラクター 田植機 コンバイン 乾燥調製施設 ポンプ 収穫用ポンプ 選別機 動力噴霧機 農舎 軽トラック		

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畜産専業 (酪農)	〈飼養頭数等〉 酪農 55 頭	〈資本装備〉 牛舎 バルククーラー トラクター ロールベラー 堆肥舎 フロントローダー 農舎	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営及び販売戦略の樹立	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
畜産専業 (肉用牛肥育)	〈飼養頭数等〉 肉用牛 120 頭	〈資本装備〉 牛舎 トラクター ロールベラー 堆肥舎 フロントローダー トラック 農舎		
畜産専業 (繁殖)	〈飼養頭数等〉 仔牛育成 30 頭 繁殖用和牛 30 頭	〈資本装備〉 牛舎 トラクター 堆肥舎 トラック 農舎		

(注)

- 1 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、標準的な家族農業経営を想定している。
- 2 組織経営体においては、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第2で掲げた目標に到達することを基本とする。

第3の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第2の3の(2)に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型ごとの農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標については、第3の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考とし、主たる従事者一人当たりの年間農業所得 250 万円以上(第2の2の(1)に示した年間農業所得目標の5割以上)の達成が見込まれる経営規模等とする。

第4 第3及び第3の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

- 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の農業は、従事者の高齢化、後継者の成り手不足及び農村地域の人口減少などが深刻

化しており、農業経営の継続が困難な状況に直面している。この課題解決のため、認定農業者及び認定新規就農者の育成とともに、経営力のある企業の農業参入を進め、農地の保全による稼げる農業を実現させ、農村地域の雇用創出や活性化につなげていく必要がある。

担い手の育成においては、本市の特産品であるぶどう、くわいなどの農産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業技術指導所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農等を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産にかかわる多様な人材に対して、必要な情報の提供、研修の実施等の支援を行う。

また、効率的で安定的な農業経営を営む企業の農業参入については、地域農業の持続的発展と地域雇用の創出等が期待されるため、関係機関と連携し誘致の推進を図っていく。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業技術指導所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

さらに、地域農業を担う者として新規就農者等を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画等の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、国庫補助事業による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、着実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策

定を促し、認定農業者へと誘導する。

また、企業の農業参入推進にあたっては、農業経営や流通経済に関して専門的知見・経験を有する農業経営コンサルタントに、市内外の経営力のある農業法人と農地のマッチング、参入地域との調整、農業法人への経営アドバイスなどについて支援を受けることで、企業の農業参入を加速させる。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、次代の担い手と地域が力を合わせて農業を営むことができるように努め、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合等と連携して、作目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者の成り手がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として

示すと、概ね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
13%	

- 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注)

- 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、地域農業経営基盤強化促進計画推進会議を中心とした関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域計画の策定を通じ、地域での合意形成を図りながら、面的にまとめて農地中間管理機構に農地を貸し付け、効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進するなど、地域内の農地利用の再編成を推進する。

また、中山間地域や担い手が不足している地域では、農用地の利用集積の対象者（農業を担う者）の状況等に応じ、地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた農地の利用集積の取組を促進するとともに、新規参入者の確保の取組等についても進めていく。その際、農業委員会は、関係機関と連携し、農地の貸し手・受け手の意向等を把握して、出し手・受け手の掘り起こしを行う等、農地等の利用の最適化に向けた中心的な役割を担い、本市は関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、協議の場等において地域の農業者をはじめとする関係者の合意を図りつつ、年度ごとに利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて地域計画の変更を行う。

なお、農用地の利用集積を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の中で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で十分な調整を行うこととする。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」及び第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地中間管理事業の実施を促進する事業については、市街化区域を除く本市全域の農地を対象として地域計画の策定と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 協議の場の設置方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画が図られるよう設定することとし、開催にあたっては、市のホームページなどでの公表に加え、他の農業者の集まり等を積極的に活用し周知を図る。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、必要に応じ農地中間管理機構、土地改良区、県、その他関係者とし、協議の場において地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口は農業振興課とする。

(2) 地域計画の区域の基準その他地域計画の達成に資するための事業に関する事項

地域計画の区域については、当該計画が農業振興地域整備計画と密接な関係を持つことから、農業振興地域整備計画の市内6区分（福山、松永、北部、新市、沼隈、神辺）にあわせて、人・農地プランの実質化が行われた集落を核とした複数の集落が含まれるよう広域的に設定し、それぞれの地域の特徴や農地適性調査の結果を生かし、当該農地の適性に

応じた活用を主眼においた生産性の高い農業経営を推進する。

地域計画の区域設定や区域ごとの農業の現状の把握、意向調査の方法、実施、協議の場での協議事項等について、地域農業経営基盤強化促進計画推進会議において意見を聴取し、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで円滑に取組が進むよう努めるとともに、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施する。

なお、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、市は地域の協力、同意のうえ活性化計画を作成し、地域が主体となった景観作物の栽培等、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

法施行後2年間の経過措置期間中、各区域に地域計画が策定されるまでの間、その作成や計画の達成に配慮しつつ、利用権設定等促進事業を活用し、農用地の集積、集約化を進める。

農地中間管理事業についても一括方式の活用によりこれまで通り推進を図る。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - （エ）その者の農業経営には原則として、主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
 - （オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができること認められ

ること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業法第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構が同法第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他旧法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下、「政令」という）第 5 条で定める者を除く。）は次に掲げるすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号イからチに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受けるものが利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から基本要綱様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の認定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に設定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項においては、(1)の④に定めるものがこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の名前又は名称及び住所
 - ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定めるものである場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
 - ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の名前又は名称及び住所
 - ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
 - ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。)及びその支払い(持分又は株式の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
 - ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、旧法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下、「旧法規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況
- (8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を

得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者は、農業委員会へ農用地の利用状況の報告（農地法第6条の2）を行わなければならない。

(13) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（旧法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を掲示板への掲示により公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権の設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするとともに、地域計画と連携を図るものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」とい

う。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど法施行令第10条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業技術指導所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、農業経営改善支援センター推進協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、地域計画の実現に向けて、担い手が受けきれない農用地について、将来、担い手に引き継ぐことが重要であることから、農地として管理できる農作業受委託の推進に向けて、次に掲げる事項を重点的に推進し、組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託。さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

福山市農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努

めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業の参入し得るように相談機能の一層の充実、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、農業協同組合が行っているアグリサポーターへの登録による労働力支援制度の活用を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 本市は、農業基盤整備事業を促進するとともに農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。
- ② 本市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図るとともに、地域の土地利用の見直しを図り、農地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- ③ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業技術指導所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第2、第5で掲げた目標や第3及び第3の2指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化促進

事業の円滑な実施に資することとなるよう、農業経営改善支援センター推進協議会の下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市はこのような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、1995年（平成7年）3月31日から施行する。

この基本構想は、2000年（平成12年）5月31日から施行する。

この基本構想は、2003年（平成15年）5月31日から施行する。

この基本構想は、2006年（平成18年）8月31日から施行する。

この基本構想は、2010年（平成22年）4月30日から施行する。

この基本構想は、2012年（平成24年）2月17日から施行する。

この基本構想は、2014年（平成26年）9月30日から施行する。

この基本構想は、2017年（平成29年）3月22日から施行する。

この基本構想は、2019年（平成31年）3月19日から施行する。

この基本構想は、2023年（令和5年）9月29日から施行する。

別紙1 (第6の2の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)農業協同組合等(農地法施行令「昭和27年政令第445号」第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

用 途	要 件
対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合	旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項
対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合	その土地を効率的に利用することができることと認められること

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法「昭和53年法律第36号」第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

用 途	要 件
対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合	その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合	その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

用 途	要 件
対象土地を農業施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合	その土地を効率的に利用することができることと認められること

- (4) 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。)

用 途	要 件
対象土地を農地中間管理機構に利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合	当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であること。

別紙 2 (第 6 の 2 (2) 関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は 3 年（農業者年金制度関連の場合は 10 年，開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は，開発してその効用を發揮する上で適当と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし，利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3 年とすることが相当でない認められる場合その他特別の事情がある場合には，3 年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は，移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては，利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約しようとする場合には相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については，農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供する借賃等に関する情報を十分考慮し，当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については，その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し，近傍の借賃がないときは，その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし，当該採草放牧地の生産力，固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については，開発の土地の借賃の水準，開発費用の負担区分の割合，通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には，その借賃はそれを金銭に換算した額が上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は，毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1 の支払いは，賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより，その他の場合は，賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては，利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き，当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず，返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては，利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において，当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは，当事者の双方の申出に基づき福山市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。</p>	Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に，農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において，受託経費の算定に当たっては，農業資材費，農業機械施設の償却費，事務管理費等のほか，農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>1の③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には，受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が，その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし，その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより，又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは，当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し，対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは，当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>